

第16回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和3年10月25日（月）8時55分～9時32分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11名出席）

②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一 ⑤栢 幸三
⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸 ⑨富永 勝志
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（7人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正
○石原 岩雄 ○尾上 進

4 欠席委員

なし

5 遅刻委員

なし

6 議事日程

諮問第 9号 農業経営改善計画の認定について

議案第45号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について

諮問第10号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第53号 非農地証明願いについて

議案第54号 農用地利用集積計画について

その他（報告等） 農地等利用最適化推進施策に関する意見について

7 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 寺地 英兼（農政管理係）
京田 雄哉（農政管理係）
山下 紗弥美（農政管理係）

議長 (石坂 務)

只今、現在11名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第16回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第1，議事録署名委員の指名ですが、議長において、2番中野和徳委員，9番富永勝志委員をご指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第16回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたしました。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3，諸報告であります。

私は、9月28日、阿久根市農村環境改善センター運営協議会があり出席しました。また、10月19日、8番尻無濱委員とともに、鹿児島市において、農業者年金加入推進特別研修会に出席しました。私からは以上であります。皆さま方からありましたら、その他のところをお願いをいたします。

議長 (石坂 務)

日程第4，諮問第9号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

農政課の説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)

諮問第9号について、説明いたします。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は認定しようとするものであります。ただいま諮問のあった件について認定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第5 議案第50号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを
議題といたします。農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

それでは議案第50号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和3年第9号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第6 諮問第10号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見についてを議題といたします。本件は、阿久根市基本構想の改正について、農政課より意見聴取を求められたものであります。農政課の説明を求めます。

農政課 (寺地 英兼)

おはようございます。それでは、諮問第10号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について説明させていただきます。

(資料にて説明)

諮問第10号の説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

只今農政課から説明のあった、諮問第10号について、意見なしで報告してよろしいでしょうか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、意見なしで報告します。

議長 (石坂 務)

日程第7, 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

それでは、議案第51号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が2件です。

整理番号1について、地図は1ページです。

譲渡人は〇〇 〇〇氏で、譲受人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転の贈与です。

申請の理由は受贈で、譲受人は労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしており、また、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。なお、〇〇 〇〇氏の住所は、〇〇になっておりますが譲渡人と親子関係にあり、月に20日ほど〇〇氏の介護を行うため、〇〇氏の住宅に滞在する中で農業を行うため、通作距離を満たしていると考えます。

次に整理番号2について、地図は2ページです。

譲渡人は〇〇 〇〇氏で、譲受人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転の贈与です。

申請の理由は農業開始です。譲受人は労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしており、また、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

次に整理番号3について、地図は3ページです。

譲渡人は〇〇 〇〇氏で、譲受人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転の贈与です。

申請の理由は受贈です。譲受人は、こちらにつきましても許可要件を全て満たしており、また、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

なお、議案書に記載してあるとおり、農地法3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

6番委員 (田嶋 輝男)

議案第51号にかかる調査は、10月11日に、「9番委員」及び私並びに事務局担当職員で行いました。

就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、調査結果は許可相当であります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第8, 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第52号について説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件です。それでは、整理番号順に御説明いたします。

整理番号1の事件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地は、市役所から南〇〇キロメートルのところに位置し、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、〇〇にある〇〇です。譲受人は、現在の駐車場では足りなくなったため、申請地に新たな駐車場を作るため本件を申請されました。敷地の雨水は側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明の方を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

9番委員 (富永 勝志)

議案第52号に係る調査結果について報告します。調査は、10月11日に6番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側及び南側は道路、北側は宅地、西側は雑種地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、法面保護などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第 9, 議案第 5 3 号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第 3 0 条第 1 項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第 1 0, 議案第 5 4 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 5 4 号 令和 3 年 農用地利用集積計画書 第 9 号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和 3 年 1 0 月 2 9 日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 （石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （石坂 務）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 （石坂 務）

以上で提案された議案については終了いたしました。その他の事項として、毎年、市長に対し農業施策に関する意見書を提出しております。その取扱いについて、今総会において協議することとしておりました。そのため、事務局において法的根拠や近隣市町の取扱いを含め、改めて確認したところ、必ずしも法的に提出する必要はなく、また、近隣市町村では、新制度になってから提出していないとのことであります。このことを受け、本市の提出についても検討する必要があると考え、委員の皆さんの意見をお伺いしたいと考えております。まずはこのことについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 （鍋藤 雄太）

先月私の方から農政予算の意見書につきまして、資料をお配りさせていただき、本意見書がどのような内容のものか確認いたしました。

意見書は、農業委員会等に関する法律第38条に規定されております。以前は農政予算の建議というものであり、建議書を提出する法的義務がありました。しかし法改正により「必要があると認めるときは」と文言が加わり、必ずしも意見書を提出という義務は無くなったところであります。

また、近隣市町村に確認したところ、新制度以降、意見書の提出自体取りやめている状況を確認しております。

さらに、ここ数年の意見書の内容は、既に事業化がほぼなされている状況であり、会長とも相談し、今後、どうしても農業施策に関して提言する必要がある場合は、意見書の提出について検討してはどうかということになったところです。

事務局からの説明は以上になります。

議長 （石坂 務）

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、今後必要がある場合、改めて意見書提出の検討をするという方向で進めたいと考えますが、委員の皆様から意見がありましたら、お願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (石坂 務)

それではお諮りいたします。

市長に対する農業施策に関する意見書の提出については、本年度からどうしても必要がある場合に改めて検討することよろしいでしょうか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議ないようですので、意見書の提出については本年度から、必要に応じて提出について検討していく方向で進めます。

議長 (石坂 務)

それでは、その他皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (石坂 務)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時32分

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書 記